

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 省
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

種苗法（平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号。以下「規則」という。）第 1 条に基づく別表第 1 は、その区分及びこれに属する植物を定めている。

また、法第 5 条第 1 項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第 5 条第 1 項に基づき、規則別表第 2 において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、出願品種の品種登録特性審査に対応するため、規則別表第 1 の「植物の区分」及び別表第 2 の「植物の種類」の追加、変更等を行う。

あわせて、出願品種の審査を受けるに当たって必要な栽培試験に係る手数料の新設等を行うため、規則第 11 条の 3 第 2 項に基づく別表第 3 の 3 の改正を行うとともに、令和 5 年 10 月 27 日付けで、植物新品種保護に関する国際条約に基づく品種名称に関する解説書において、類似の植物の区分が改正されたことから、規則第 17 条に基づく別表第 4 の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 植物について定める区分の追加等（規則別表第 1 関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分を新設するとともに、各区分に属する植物の追加、変更等の改正を行う。

(2) 出願品種の属する植物の種類追加等（規則別表第 2 関係）

今般、新たな植物の品種登録出願があった場合等に対応するため、新たな植物の種類について学名及び和名を定めるとともに、既に規定されている植物の学名及び和名の変更等の改正を行う。

(3) 栽培試験の手数料を定める区分の追加等（規則別表第 3 の 3）

今般、新たに重要な形質を定める必要がある植物の区分について、特別な試験を要する重要な形質ごとに、栽培試験に係る手数料の新設及び変更を行うとともに、既に規定されている重要な形質の変更等の改正を行う。

(4) 類似の植物の種類追加等（規則別表第4）

令和5年10月27日付けで、植物新品種保護国際同盟の品種名称の品種名称に関する解説書において類似の植物の区分が改正されたことから、既に規定されている類似の植物の区分等の改正を行う。

3 施行日

令和7年3月13日予定（公布日施行）

種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示の概要

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 省
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 7 項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。また、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 5 条第 2 項において、「重要な形質」のうち、出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して必ず調査しなければならないもの以外のもの（以下「選択形質」という。）を定めて公示することとしている。これを受けて、令和 4 年 3 月 17 日農林水産省告示第 589 号（種苗法第 2 条第 7 項及び種苗法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）において、当該「重要な形質」及び「選択形質」を定めている。
- (2) 今般、
- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること、
 - ② 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等の必要性に応じて、植物新品種保護国際同盟が定める審査基準の国際的な標準（以下「UPOV[®]テストガイドライン」という。）に準拠するための見直しが必要であること、
※ 我が国では、UPOV[®]テストガイドラインに準拠した審査基準の整備について、既登録品種への影響の有無を確認するとともに、出願実態などの必要性を勘案しつつ、平成 19 年度から順次進めている（現在 198 種類を整備済み。今後も引き続き整備を進める。）。
 - ③ 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること、
 - ④ 上記①から③までの重要な形質の見直しに伴い、選択形質の見直しが必要であること
から、本告示について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める 5 区分について重要な形質を新設
- ② UPOV[®]テストガイドラインに準拠するための見直しが必要であると認められる 4 区分の重要な形質について変更

- ③ 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる14区分の重要な形質について変更し、うち3区分の選択形質について新設又は変更

3 施行日

令和7年3月13日予定（公布日施行）

「重要な形質」を新設又は改正する区分

1 新設される区分

	区 分
1	ボタンイチゲ
2	アルトロポディウム カンディドウム
3	サカキ
4	ベンガルボダイジュ
5	ラシュナリア

2 UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

	区 分
1	テンサイ
2	ユウガオ
3	エンドウ
4	ヒヤクニチソウ

3 審査の運用結果を踏まえて改正する区分

	区 分
1	エンバク
2	ナタネ
3	オリヅルラン
4	トルコギキョウ
5	ダイズ
6	グズマニア
7	しいたけ
8	バジル
9	ファレノプシス
10	なめこ
11	スベリヒユ
12	むきたけ
13	スカエウォラ アエムラ
14	トマト